

平成14年 3月14日

泉佐野市長  
新田谷 修司 様

泉佐野市個人情報保護審査会  
会 長 松 田 聰 子

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成13年12月21日付け泉佐総総第598号で諮問のあった「1 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の外部提供について」及び「2 パソコンバンクサービスによる口座振込情報の外部提供について」に係る個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づく外部提供禁止の例外事項について、下記のとおり答申します。

記

1 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の外部提供について

審議結果 承 認

付帯意見 住民情報の通信回線による広域的な利用は、個人情報の大規模かつ回復不可能な侵害事件を発生させる危険性があることから、セキュリティ対策については、国等の制度面・技術面の対策にのみ依存することなく、市の自主的な安全保護対策を強化すること。

その際、住民基本台帳ネットワークシステムにおける保護対策について規程等を整備した上で、詳細な管理運用のマニュアル化を行うこと。

上記規程等は、策定後、当審査会に報告することとし、住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始後は、定期的に苦情等を含む運用状況を当審査会に報告すること。

2 パソコンバンクサービスによる口座振込情報の外部提供について

審議結果 承 認

付帯意見 通信回線の結合によって、個人情報の大規模かつ回復不可能な侵害事件が発生する危険性があることを十分理解し、個人情報に関する厳重な安全保護対策を講ずること。

その際、指定金融機関との契約等において、個人情報の安全保護について十分明記すること。なお、既存の振込事務においても、同様の措置を講ずること。